

- 議 長 日程第7「議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
- 令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。保護者負担金（延長時間部分を除く）を無償化することにより、共働き世帯等の経済的・心身的な負担軽減を図り、安心して子育てができる環境を創出するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 子育て健康課長 それでは、議案第8号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。
- 改正の主な概要でございますが、学童保育保護者負担金、延長時間分を除く、平日の放課後から午後6時までと、土曜日、長期休業の午前8時から午後6時までの学童保育保護者負担金を月額6,000円から無償に改正するものです。
- それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。現行欄第7条第1項中、「月額6,000円を徴収する」を、改正欄では「学童保育の時間の延長時間30分につき1回500円を徴収する。ただし、延長時間30分につき、月1,500円を限度とする。」に改め、同条第2項を削るものです。また、現行欄では、同条第3項中「第1項又は第2項」を、改正案では「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項にそれぞれ改めるものです。
- 1ページお戻りいただきたいと思います。改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、施行期日ですが、1、この条例は令和7年4月1日から施行します。経過措置ですが、2、改正後の第7条の規定は施行の日以後の利用に係る負担金について適用し、施行の日前の利用に係る負担金についてはなお従前の例による。
- 説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 ちょっと2点か3点ですね、お伺いをさせていただきます。

まず、条例自体としましては、その改正案ですね。新旧対照表のところで、延長時間30分につき、月1,500円を限度とするということですがけれども、この延長時間というのは何時から何時までの時間の中で30分単位ということで徴収をするのかとですね、だから、例えば月に延長時間30分というのが四、五回…あ、4回あった場合は、もうそれも1,500円しか徴収をしないということなのか、それはそうじゃなくて、30分3回までしか延長できませんよということなのかをお願いをしたいと思います。

あと、現行ですね、学童保育のほうのクラス数はたしか3クラス程度だったと理解しておりますけれども、この無償化することによってですね、クラス数の増加等の懸念はないのか。その2点についてお伺いさせていただきます。

町 長 細かいのは担当にちょっと回答させますけれども、1番目の質問についてはですね、変更はございませんので、今の現状と一緒に、ただただ条例上、第1項の分がなくなったので、こっちに、1つにまとめたというふうな内容ですから、改めて同じ、今までやってることの確認という意味で説明させます。それ承知しておいてください。以上です。

議 長 よろしいですか。

子育て健康課長 延長の時間なんですけれども、平日については午後6時から午後7時まで、土曜日と長期休業については、この延長分としては午前7時半から午前8時まで、それとあと午後6時から午後7時までが延長時間分となります。

それとあと2つ目の御質問のですね、クラスの増加というところなんです、今現在クラスとしては4クラスで運用して…運営しております。令和6年度については今現在120名ほど利用されております。クラス、1クラスおおむね40人ということで計画上ございますので、4クラスで、マックス160人という受入れが可能となっております。以上です。

9 番 井 上 分かりました。では、そのクラス数のほうですね、今…令和6年度で120名で、クラス数としては4クラスまでが可能ということで、160名だから、あと40名ぐ

らには余裕があるというふうな理解をさせていただきました。今、120名のうちですね、延長保育があるのかどうなのかというところも加えてなんですけれども、大分共働きの家庭等であればですね、これが無償になれば家で、放課後ですね、家にいるよりは学童保育で過ごしたほうが良いと、そういう経済的な負担もなくなるということで、かなり増加をするかもしれないというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

子育て健康課長     ただいまの質問にお答えいたします。延長の利用者数といたしましては、多い月でですね、長期休業…夏休みですね。夏休みが多いんですけれども、60名程度の利用者がございます。大体あとは平均してそういう長期休業以外のところはですね、年間平均すると大体30名程度の延長利用の方がいらっしゃいます。実績としてですね。あとは、無償化になることによって増えていくという可能性としては、若干そういう方…家庭もですね、潜在的な家庭はいらっしゃると思います。

9 番 井 上     説明のほうは分かりました。その辺の潜在的な需要あるかもしれないんですけれども、今のところは40名程度の余裕があると、そういう中で対応できるということかなと思いますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

子育て健康課長     ただいまの質問にお答えいたします。令和6年度については120名ほどなんですけど、令和7年度の今のところのその申込みの予定としては150名ちょっとございます。ですので、無償化にすることによって160名近くまでは申込みはあるんじゃないかという予測はしてございます。以上です。

9 番 井 上     分かりました。実際始まってみると、その辺でちょっとクラス数が足りなくなるかもしれない懸念はあるということで。ただ、この辺はですね、やはり共働き世帯等には多く寄与する政策になるのではないかなというふうに理解をいたしました。

また、町長のほうにはですね、この延長保育、今までの6,000円がですね、無償化するということでもあります。今の担当の説明ですと、延長保育は30名程度というところがありましたのでね、将来的に延長に係る部分の負担金もどういうふうにされるのか、お考えがありましたら伺いをしたいと思います。

町 長 この施策をするに当たって、現状を確認しつつ、結果的に延長保育の分は今回は見送ろうというふうにさせていただきました。そこには、これ一般財を投下する上で、ある程度偏り過ぎないようにというふうなこともあって、したところもあります。ですので、これを例えば本当に延長保育をゼロにしますという話になってくると、一方で仕事をしたいという方々が仕事ができる範囲は広がりますけどもね、ただ、それをやり過ぎちゃうと、今度子供と親と一緒にいる時間が短くなるだとか、そういったこともありますので、なるべくならば延長保育を皆さんがしないでいいような社会全体になるのが一番いいですね。ですので、今現状はそういうふうになってないという現在のことを鑑みて、まずは、少しは経済的なところ、月に6,000円ではありますけどもね、年間で考えると7万2,000円なので、全体的にすると結構な負担が減るかと思うので、その辺で少しでもですね、安心して松田町で子育てがしたいという環境の第一歩だというふうに理解してもらえればいいと思います。ですので、これからは全体の予算の範囲を見ながら、そういった御提案も頂きながらですね、進めてまいりたいと考えます。以上です。

9 番 井 上 そういったお答えを頂きましたので、今後につきましてですね、十分御検討をお願いをしたいと思います。終わります。

議 長 ほかには質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町 学童保育に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。